

ライドシェアの導入に反対する意見書

タクシーは、高齢者や障がい者等の交通弱者をはじめ国民にとって、通院や買い物など日常生活を送るために欠かせない公共交通機関である。また、時間の制約もなく、移動の自由度が高いため、地域住民のみならず、観光客等にとっても利便性の高い交通手段であり、地域の経済活動を支える重要な役割を担っている。さらに、妊婦支援や子育て支援のタクシー、交通手段がない交通空白地域等において自治体と連携した乗合タクシーを運行する等、地域公共交通としてのタクシーの存在価値はますます高まっている。

一方、昨今のスマートフォンの普及やシェアリングエコノミーの進展に伴い、自動車配車アプリを利用して自家用車により有償運送を行ういわゆる「ライドシェア」が諸外国で急速に拡大しており、我が国でも民間団体によりライドシェア導入に向けた法整備を提案する動きがあるとともに、政府の規制改革推進会議等においても議論がなされている。

このライドシェアは、我が国では道路運送法で認められていない行為であり、国会審議においても、運行管理や車両整備等において責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提とするため、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がある、と指摘されている。また、都市部においては外国人観光客向けの無許可の有償運送が行われる事案が発生するなど問題が顕在化している。

国民生活を支える公共交通においては、法令順守は言うまでもなく、利用者の安全・安心が確保されることを第一として、輸送サービスの確保や質の向上が図られる必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置が講じられるよう強く要望する。

記

- 1 安全の確保や利用者保護等の観点から問題があるライドシェアの導入は行わないこと。
- 2 地域公共交通の重要な役割を担うタクシー事業者が、地域の実情に応じてきめ細やかに対応し、輸送サービス向上のため積極的に取り組むことができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。
- 3 道路運送法の特例として限定的に実施されている自家用有償旅客運送については、過疎地域等の住民や交通弱者などの交通手段の確保という趣旨に鑑み、その取扱いを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

熊本県議会議長 坂田 孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
国土交通大臣	石井啓一様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣	片山さつき様

(規制改革)